

団結を確かめ:各労組定期大会

JMITU 目黒地域支部

——コロナウイルス禍のなかの支部定期大会——

今年の支部定期大会は10月2日に支部事務所で行った。3密を避けるため年配者には出席を遠慮してもらったし、来賓も呼ばない。例年の小さな大会から、さらに小さな大会になった。大会成立の要件は、事前に規約や組合員数から代議員数を確認し、大会の進行についても話し合った。

省略形の大会だったがスムーズな進行に気はみなぎっていたように思う。運動方針案の提案や役員については滞りなく承認された。一言付け加えたいのは、編集者が気転を利かせて、コロナ禍で行動の記載が少ない運動方針案の裏面に、JMITU 大田地域支部からの激励メッセージを載せた。メッセージには組織拡大の運動を果敢に進展させている大田地域支部の心構えがあふれていた。古い歴史を持つ地域支部の激励メッセージに元気づけられた。



(JMITU 目黒地域支部/通信員)

目黒自交労組定期大会

9月27日、自交総連・目黒自動車交通労働組合の第43回定期大会が、会社の娛樂室で開催され、11名の組合員のみなさんが参加しました。ご存知の通り、4月からリムジングループの業務停止・退職強要に対し、組合員の団結で会社方針の撤回と、業務再開を勝ち取った仲間たちです。この闘争を支援してきた目黒労協より、福田事務局次長が来賓参加し、闘争の激励と、今後も地域で引き続き支援することを訴えました。(目黒労協/事務局)



大東通信機労組

—第42回定期大会—

今年は定期大会に替え、全員投票による議決で実施した。議案書配付から約1週間の投票期間を経て、9月25日に開票を行った。組合員27名中22名が投票し成立。全ての議案は可決された。

言葉で伝えられない分、情報配信には気がついたが、十分だったのかは自信がない。今後も集まりづらい状況が続くと思われるので、自分本位な情報伝達にならないよう、一層気をつけなければならないと感じた。それと同時に、やはり集まって活動する場はあった方がいいとも思った。なので集まって活動ができるように努力しようと思う。尚、役員に関しては、委員長：長谷川、副委員長：山下、書記長：西澤は続投が決まった。しかし、執行委員会としては8名→4名になり少々大変になりそうです。(大東通信機労組/通信員)

めぐろユニオン

—第26回定期大会—

今期の定期大会は、コロナ禍で通常5月の実施を見送り、10月17日(土)14:00開催となりました。大会成立要件について、出席者数の規定はコロナ禍ですので委任状によって大会成立を認めていただくよう、事前に郵送で議案書を送り提案しました。

ユニオンの会員は年齢の高い方が多い中、当日は9名、友の会員2名、合計11名で開催し、委任状を含め大会が成立しました。スト権投票は5月に郵送投票で確立しています。昨年度は、後半(2月~5月)コロナの影響で活動を自粛してきましたが、目黒労協と共に争議支援、未組織の組織化宣伝、労働相談など行ってまいりました。その結果、昨年度は3名の方がめぐろユニオンに加盟されました。今期の役員体制は、昨年の体制で引き続き行うことで承認されました。

コロナでまだ以前のような活動は出来ませんが、逆に会社倒産・労働者の解雇など多くなると思うので、未組織の組織化宣伝・労働相談など行っていきたくと思います。皆さんの中でも、労働関係で困っている知人がいたら、ぜひ紹介してください。(めぐろユニオン/通信員)



地域共闘を拓げ 目黒労協を大きくしよう!

目黒労協 第69回定期大会

◆**11月7日(土)** 土建目黒会館/午前10時 開会

◆代議員の確保をお願いします、大会の成功を!

◆今年の大会は、代議員数を絞り、来賓・争議団は
お呼びしません。時間も2時間を予定しています。

非正規格差を許さず権利獲得を！

10月13、15日と非正規労働者の待遇格差是正を求めた訴訟での最高裁判決が続きました。 <毎日新聞 2020年10月15日より↓>

郵政ユニオン労契法 20 条裁判

正社員と同じ仕事をしているにもかかわらず、手当や休暇など労働条件に差をつけられているのは納得できないと、12名（東日本3名、西日本9名）の郵政期間雇用社員がその格差是正を求め裁判に立ち上がりました。判決内容は、

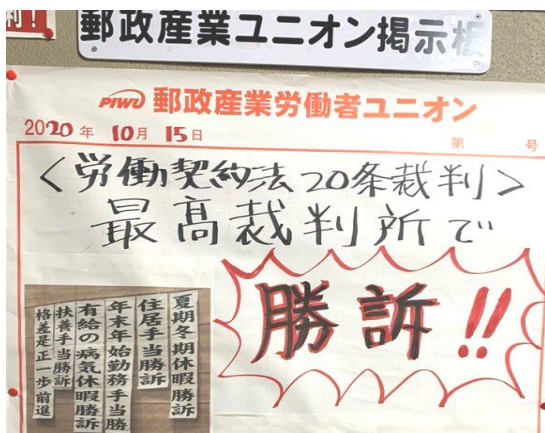
- ① 年末年始勤務手当を正社員にだけ支払っているのは不合理。
- ② 病気休暇は正社員のみ有給で、時給制契約社員(10日)が無給なのは不合理な格差。
- ③ 夏季冬季休暇を正社員にのみ付与、は不合理な格差。損害賠償も命じる。
- ④ 扶養手当は格差を不合理と判断し、正社員と同額の支払いを求めた。
- ⑤ 住宅手当は正社員も時給契約社員も10割支給。

待遇格差を巡る5訴訟の判決

| 5訴訟 | 審理対象 | 1審 | 2審 | 最高裁 |
|--------------------------------------|----------|--------|----|-----|
| アルバイト職員 VS 大阪医科薬科大学 | ボーナス | × | ○ | × |
| 売店の契約社員 VS 東京メトロ子会社 | 退職金 | × | ○ | × |
| 契約社員 VS 日本郵便 (東京、大阪、佐賀の3訴訟) | 年末年始勤務手当 | ○ | ○ | ○ |
| | 扶養手当 | ○ | × | ○ |
| | 夏季・冬季休暇 | 判断が割れる | ○ | ○ |

※ ○は「格差は不合理」と認定、×は認定せず

<東京新聞 10月14日より↓>



大阪医科大 ボーナス差別

大阪医科大（学校法人大阪医科薬科大）の元アルバイト秘書の女性が、賞与などの支払いを求めていた訴訟は、高裁判決の格差不合理を最高裁は否定。

メトロコマース 退職金差別

東京メトロ（地下鉄）の子会社で、売店を運営するメトロコマースの元契約社員たち、正社員と同じように売店業務に従事していたが、退職金はゼロだった。一審では棄却されたものの、二審は正社員と同一の基準で算定した額の4分の1は必要とした。しかし最高裁は認めず。結果として各種手当・休暇などは格差を認めないが、賞与・退職金については「長期的な雇用継続へのインセンティブ」という、企業側の主張に立った判決であった。

待遇格差を巡る司法の判断

大学の
アルバイト秘書
へのボーナス

駅売店の
契約社員への
退職金

最高裁

正社員とは職務に差があり、人員配置を見直していた事情などから不支給でも不合理でない

正社員とは職務に差があり、登用制度を設けていた事情などから不支給でも不合理でない

大阪高裁

正社員の支給基準の60%未満の支給しかない場合は不合理

東京高裁

正社員の支給基準の少なくとも4分の1は認められないと不合理

2018年6月の最高裁判決は「賃金総額だけを比べるのではなく、手当など賃金項目ごとに趣旨を考慮すべきだ」と判断

10年間闘うJAL争議の年内解決を

10/15 JAL 争議解決を 経団連前・厚生労働省・国土交通省前行動

この年末で丸10年の闘いになるJAL争議。コロナ過で全世界的に航空業界は大変な状況、全日空のボーナスゼロといった報道の中で、JAL社長は「10年前の経験を活かし雇用は守る」姿勢を示していますが、職場には不安が広がっているとのこと。だからこそ10年前の、整理解雇に始まる争議解決の年内解決が求められます。15日は、経団連・厚生労働省・国土交通省への要請行動が取り组まれました。昼の経団連前では、国労副委員長ほかが激励。



午後はずいぶん雨の中、厚労省前で大田労協などが発言。さらに国土交通省前では、全国一般南部・JMITU 大田地域支部などが、争議解決を訴えました。

11/10 (火) 18:30~19:30

JAL 本社大包囲行動

10月27日労協執行委員会開催

10月27日、目黒本町社会教育館にて、第8回労協執行委員会開催。

- ☆10月21日 労協法律相談。3件申し込みあり、時間調整して実施。相談増加傾向。
- ☆11月17日(火)「最低賃金据え置き」共同宣伝 17:45から中目黒駅で。コロナ下のスタイルを模索、チラシ・ティッシュなどの配布方法を工夫して実施することに。
- ☆11月7日の定期大会に向け、決算・予算案・大会宣言など議論。なお大会はzoom配信を予定。参加希望者はメールください。パスワードなど送ります。
- ☆各労組からは、以下のような報告がありました。

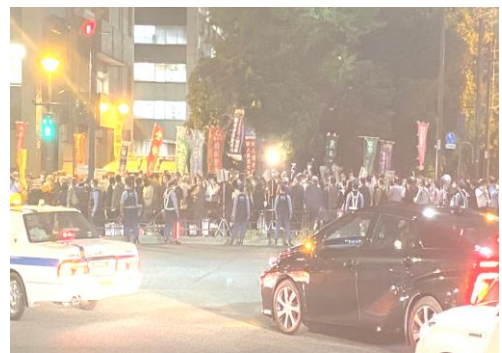
大東通信機 年末一時金2か月要求。

めぐろユニオン 10/17定期大会開催、役員は留任。

東工大 人事院勧告が10/7に、0.05ヶ月ボーナス削減で。10/28月例給改定見送を予定。東工大では国の圧力で、来年4月から教員は全員年俸制移行。制度は退職金の扱いで数種類あり。

目黒区職労 10/23区人事委員会勧告：0.05ヶ月ボーナス削減。再任用・会計年度職員も同様削減で、これを押しとどめたい。

土建目黒 組合員拡大月間中、大手企業交渉も行っている。



10/6夜・首相官邸前、日本学術会議への人事介入に抗議する行動